

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和6年10月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 公の施設の概要

- (1) 名称
秋田県営秋の宮山荘（以下「秋の宮山荘」という。）
- (2) 所在地
湯沢市秋ノ宮字殿上1番地1
- (3) 設置目的
県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。
- (4) 規模等
 - ア 構造
鉄筋コンクリート造
 - イ 階数
地上3階、塔屋
 - ウ 敷地面積
17,252平方メートル
 - エ 延床面積
4,936平方メートル
 - オ 各階概要
 - 1階 事務室、レストラン、大宴会場、集会室3室、厨房、機械室
 - 2階 客室（和室）14室、客室（洋室）7室、浴場（温泉）、電気・発電室
 - 3階 客室（和室）13室、客室（洋室）7室

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 秋の宮山荘の利用の促進に関する業務
- (4) その他秋の宮山荘の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 施設の目標

営業損益の黒字化を図るため、客室稼働率の目標を秋田県のリゾート系宿泊施設の平均値を参考に45%程度とし、年間の宿泊者数12,500人を目指すこととする。

5 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をする団体に必要な資格
観光宿泊施設を運営することができる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 申請をすることができない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。）
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
 - ウ 申請の日において、秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体
 - エ 申請の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て（これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体
 - オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
 - カ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
なお、共同事業体として申請する場合のイからロまでに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出すること。

- ア 指定の期間に係る年度ごとの当該公の施設の事業計画書（４に記載している施設の目標達成に向けた具体的な経営計画など）
- イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ウ 申請の日の属する事業年度の前２事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ク 類似施設における業務実績を記載した書類
- ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前１月以内に交付されたもの）
- コ 誓約書
- サ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課（電話番号018-860-1463）

(3) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後5時15分まで（郵送による提出の場合は当日必着）
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

7 選定の方法、基準及び時期

- (1) 秋田県観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ア 県民の平等な利用が確保されること。
- イ 秋の宮山荘の設置の目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ 県の重要施策推進に取り組んでいること
- カ その他知事が必要と認めて定める基準

- (2) 選定は、令和6年11月下旬に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知する。

8 募集要項の交付

6(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和6年10月8日（火）から11月7日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。
なお、郵送で交付を求める場合は、270円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形外角形2号）を郵送等により送付すること。

9 説明会

- (1) 日時及び場所

令和6年10月25日（金）午前11時
湯沢市秋ノ宮字殿上1番地1 秋の宮山荘会議室

- (2) その他

説明会への参加を希望する者は、令和6年10月18日（金）正午までに、11に掲げる場所へファクシミリ又は電子メールで連絡すること。

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 秋の宮山荘の管理の業務に要する経費に充てるため、予算の範囲内で県が指定管理料を支払う。
- (4) 指定管理料の予算額は3年間の指定管理期間において33,000千円（債務負担行為の設定限度額）を限度とする。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後に毎年度締結される年度協定書により定める。
- (6) 湯沢市において秋の宮温泉郷の誘客拡大と地域の賑わい創出を進めることとしており、同市による秋の宮山荘の運営継続に対する支援として、3年間の指定管理期間において33,000千円（債務負担行為の設定限度額）、毎

年度11,000千円を限度に光熱水費（電気・水道・ガス料金）支出額の1/2を補助することとなっている。

(7) 秋の宮山荘の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となる。

なお、収入に当たっては、自らの費用においてクレジットカード決済、コード決済その他キャッシュレス決済が可能となる環境を整備する必要がある

(8) 指定管理者は、施設内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができる。

(9) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(10) その他詳細は、募集要項による。

11 問合せ先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

(電話番号018-860-1463、ファクシミリ018-860-3879、電子メールアドレスkankousenryakuka@pref.akita.lg.jp)